

教育福祉委員会委員長報告書

令和 8 年 1 0 月 6 日

教育福祉委員会に付託されました議案 3 件、陳情 6 件について、審査の過程における各委員からの討論及び審査結果について、審査経過順に報告します。

初めに、陳情第 1 4 号「「公開性を重んじた本来の教育委員会会議の運営」を求める陳情書」について報告します。

本件は、教育委員会会議が形骸化・形式化し公開性が欠如していることから、公開性を重んじた本来の教育委員会会議の運営を求めるものです。

初めに、当局より、

「会議の形骸化」について、教育委員会会議では、流山市教育委員会組織規則第 4 条各号に規定されている議決事項について審議するほか各種の報告を行っていますが、議決事項は教育行政の基本方針の策定、規則の制定、市議会の議決を要する案件の市長への意見申出など、教育委員会の中でも特に重要な案件を取り扱っています。

その審議過程において、事前の説明や情報の不足による審議の停滞や内容が希薄になることからの形骸化は避けるべきと考え、議案等に対する教育委員の知見を深め、かつ、事務局と協議をする場や率直な意見交換をする場が必要と考え、令和 6 年 4 月から、案件に応じて教育委員会会議後に、教育委員会委員協議会を実施して、基本方針の策定、規則の制定、市議会の議決を要する案件についてなどは、教育委員会会議での議決を行う前の月までを目安に、「概要の説明、素案の説明」といった形で議題として扱い、これまで以上に教育委員の積極的な関わりができるような体制を構築しています。

今回の議案第 3 7 号に関連する内容では、教育委員会委員協議会において令和 6 年度は計 8 回、令和 7 年度は計 4 回にわたり、幼児教育の推進をはじめ、幼保小連携などについて幅広く協議が行われてきており、陳情書に記載の附属幼稚園の廃園に関する要望書についても、協議をしてきています。協議会での協議・議論というのは、いわゆる「政策形成に至る過程」の部分であるという認識をしています。

次に、「会議の公開性」のうち、まず「議会名（議案のタイトル）」については、令和7年度までは、教育委員会会議の招集に当たり、議会の議決を要する案件についても、他の議決を要する案件と同様に、条例案等の具体的な議案名を招集告示や市ホームページにおいて公表していました。しかし、市議会への議案の上程は、市議会の招集日に市長からなされるものであり、正式な議案の上程前に議案名を公表することが適切なのか、教育委員会事務局において、法的な観点や他の地方公共団体における取扱いについて、昨年度から調査・研究をした結果、正式な市議会への議案の上程前に、教育委員会会議において議案名を先に公表してしまうことは、「議会軽視」との疑念を持たれてしまう懸念が高いと考え、令和8年度からは、具体的な議案名ではなく、「令和〇年流山市議会第〇回定例会の議案に対する意見申出について」とするよう運用を改めました。

次に、「会議当日の公開／非公開」については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定を受け、流山市教育委員会会議規則第13条（会議の公開等）において、より具体的な公開・非公開の取扱いを規定しています。今回の議案第37号に係る意見申出についての議案を、令和8年流山市教育委員会会議第5回定例会へ上程した際、議長である教育長から、教育委員へお諮りした際、委員より非公開とすることについて御異議が無かったことから、非公開による審議を行ったものです。なお、この運用については、今回の議案第37号に関して、特別に非公開と運用を変更したわけではなく、市長への意見申出案件については、これまでも公開、非公開について、教育委員会会議において教育委員へお諮りの上で、決定してきており、運用について一切変更していません。

最後に、「教育委員会会議の会議録の公開」については、教育委員会会議規則に基づいて非公開案件とした、市長への意見申出案件に係る議案について、令和7年度までは、「〇〇課長の説明後、審議に入り、原案どおり可決された。」など、会議録における議事内容には議事の詳細のやり取りを書くことはせずに簡略化し、その議事のやり取り内容は記載していませんでした。このことについても、他自治体の会議録の公開状況等を昨年度調査・研究した結果、事務局において「市長への意見申出案件に係る議案については、議案が市議会に提出され、既に公開され

ている内容となった時期であれば、当該審議内容を非公開とする特別の理由はない」という結論のもと、令和８年度から、市長への意見申出案件に係る教育委員会会議の議事についても、他の公開議案と同様に、教育委員の発言内容についても教育委員会会議にお諮りして、承認後に公開するように改善を図るなど、教育委員会会議の公開性については、むしろこれまで以上により図られるよう努めているところです。

最後に、流山市教育委員会として現行の法律や規則に則った形式で最大限の公開性を帯びたものであると、認識しています。

今後も教育委員会会議の活性化、適切な運用はもとより、教育委員会会議の公開性にも引き続き努めていきます。

との意見がありました。

審査の過程における討論として、

1 1点要望し、不採択の立場で討論する。

陳情書には会議の形骸化とあるが、執行部側は令和６年度から委員協議会を開催し、教育委員との情報交換、教育委員の知識知見の向上に向け、また教育委員の率直な意見交換の場として委員協議会を開催しており、教育委員からも好意的な受け止めをいただいているとのことである。委員協議会自体は「合意形成」の場でなく、あくまでも議案審査において、前月までを目途に説明の上、協議・議論を行っている点は一定の評価に値する。

次に、教育委員会会議の公開性については、法律や他自治体の事例を参照に、非公開となった会議の会議録の公開について、これまでの運用から改めて、我々市議会へ議案が上程されたあとで会議録について教育委員の発言も詳細に公開・公表している点、議案名についても、市議会への上程前に先に議案名が表示されることが無いよう配慮する改善を行った点も評価する。

教育委員会会議の公開又は非公開の扱いについて、いたずらに非公開としているのではなく、法律や教育委員会会議規則に基づいて適切に運用している点や、これまでも同じ運用であったということ、流山市に限らず、他自治体でも、同じような運用であり、流山市教育委員会がいたずらに会議の公開性を妨げているものではないと理解できた。しかし、協議会の協議内容を、教育委員会会議においてできる範囲で発言いただくことを1点要望する。日々変化する学校・教育に係る様々な課題、環境

の変化等に関しても、今後も教育委員会会議の活性化や会議の適切な運用を求める。

2 1点指摘し、採択の立場で討論する。

教育委員会委員協議会を設け、教育委員が正式な教育委員会会議に先立って説明を受け、議案に関する知識や理解を深める現在の仕組みについては、教育委員会の機能を高める取組として評価する。また、市議会への議案上程前の内容について、一定期間非公開として取り扱う必要があることも理解する。したがって、教育委員会委員協議会が非公開であることや、教育委員会会議の時間が短いことのみをもって、直ちに教育委員会会議が形骸化していると判断するものではない。

一方で、今回の幼児教育支援センター附属幼稚園の廃園条例案をめぐる経過を見ると、実質的な説明や意見交換が非公開で会議録のない教育委員会委員協議会で行われ、正式な教育委員会会議では、その議論の過程が十分に見えないまま議決されている。

教育委員会委員協議会で事前に説明を受け、理解を深めること自体に問題があるのではない。しかし、疑問点の解消や異論の調整、さらには実質的な合意形成まで協議会で完結し、正式な教育委員会会議が結論を確認するだけの場になるのであれば、市民や議会は、教育委員が何を考え、どのような議論を経て判断したのかを検証できない。

教育委員会委員協議会は、教育委員が事務局から十分な説明を受け、論点を把握する場とし、教育委員一人ひとりの疑問、異論、提案を含む実質的な議論と意思決定は、原則として正式な教育委員会会議で行い、会議録に残すべきである。

教育委員会は、それぞれ異なる知見を持つ教育委員が、様々な立場から意見を交わし、教育行政に関する重要な意思決定を行う機関である。

「異論がなかった」、「了承された」という結果だけでは、十分な議論や合意形成が行われたのかを確認することはできない。どのような論点が示され、教育委員からどのような意見が出され、その意見が政策や議案にどう反映され、なぜ最終的な結論に至ったのか。その過程が市民に見えることが、教育行政への信頼につながる。

教育委員会委員協議会で十分な説明を行い、その上で、正式な教育委員会会議において実質的な議論と意思決定を行うこと。そして、その過程を会議録として市民に示すことが必要であると考えます。

3 採択の立場で討論する。

今年度より非公開案件の質疑を、翌月の会議録に詳しく記載するように改善したことは評価する。しかし、議案名を事前の議案に対する意見申出、という包括的な表記に変え、何が話されているか市民、議員に伏せる運用を行っていたことが、令和8年第2回定例会の弊害となったものである。5月の教育委員会会議で議案名が伏せられた結果、市民が幼児教育支援センター附属幼稚園の廃園の条例を知ったのが、令和8年第2回定例会の開会日となり陳情の提出の締め切りは過ぎており、市民は陳情を提出する権利すら奪われた。事後の記録を充実させても、事前の議案名を隠して市民が意見を届ける機会を奪うというのは、公開性の向上ではなく事後報告主義への後退と考える。意思決定の過程をオープンにし、市民の知る権利と参加の機会を守るべきとの陳情趣旨に賛成する。

4 採択の立場で討論する。

教育委員会は、幼児教育、学校運営、いじめ問題への対応に加え、生涯学習など、こどもたちの未来と歴史に学び、過ちを繰り返さないよう、地域社会のより良い発展に直結する重要事項を決定する極めて重要な機関である。また、議会や国会、市長執行部と異なり、誰一人取り残さない包容力を有し、公平公正で、権力者からの不当な介入を許さない組織である。

だからこそ、地方教育行政法において、会議は原則公開と定められ、市長に対しても一定の義務を求めている。これは教育行政が住民の信頼と対話の上に成り立つべきであるという戦後一貫して守られてきた民主主義の根幹を示すものである。

ところが実態はどうか、重要な方針決定がなされる場でありながら、突如として非公開の協議会に切り替えられる、傍聴が制限されるなど、閉鎖的な運営が時のトップの判断で導入されているとの懸念が、市民の方から示されている。

本陳情はまさにこうした状況を危惧し、法本来の趣旨に立ち返った「開かれた教育行政」を求める切実な声である。隠された場所での決定は、無用な不信感を生むだけにとどまらず、本市教育界への信頼を大きく揺るがすものとなりかねない。徹底した公開性と透明性の確保こそが、公正で質の高い教育環境を作る第一歩になる。

がありました。

採決の結果、4対2をもって、採択すべきものと決定しました。

次に、陳情第15号「流山市幼児教育支援センター附属幼稚園の園児募集を速やかに行うこと」を求める陳情書について報告します。

本件は、1、執行部内で公施設（学校や幼稚園等）の運営に何らかの変更をする時の手順を明確にすること及び、市民へ提示できるように記録を残すこと、2、本来の予定に少しでも近い日程で速やかに募集を再開し、最速最短のスケジュールで積極的かつ広域の周知・広報対応に努めることを求めるものです。

初めに、当局より、

議案第37号「流山市幼児教育支援センター及び附属幼稚園の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」が、令和8年流山市議会第2回定例会において、閉会中の継続審査となることが決定しましたため、本議案が継続審査となっている現時点では、令和9年4月に入園する新年度園児募集の告知について、市議会の審議結果を踏まえ、改めて公表する予定とさせていただきます。

陳情事項の第1項については、令和8年8月19日の教育福祉常任委員会において説明させていただきましたが、園児の募集については、流山市幼児教育支援センター及び附属幼稚園の設置等に関する条例施行規則第10条により、毎年、教育委員会が定めることとしています。また、幼児教育支援センター附属幼稚園の幼児募集要領については、流山市教育委員会組織規則第8条で教育長の専決事項に定められております。教育委員会としては、幼児教育支援センター附属幼稚園の廃園議案が第2回定例会において継続審査となっていることから、審議途中である現時点においては、運営方針が未決定の中で入園希望園児及び入園希望家庭を不安定な立場に置くことがないように、配慮しなければならないものと考えていることから、規則に基づき、教育委員会の判断として、令和9年4月に入園する新年度園児募集の告知を保留としているものです。

陳情事項の第2項については、議会の審議結果が出ましたら、議会の決定事項に基づいた令和9年4月に入園する新年度園児募集の告知を市ホームページ及び広報ながれやまで行い、必要な事務を速やかに進めていくべきと考えています。

第3回定例会の閉会日である10月6日の審議結果に基づき、令和9年4月に入園する新年度園児募集の告知を速やかに市ホームページに掲載するとともに、閉会日後、特別号を除き直近で発行される10月21日号の広報ながれやまにも掲載し、公表します。

との意見がありました。

また、本審査の過程において議員間の自由討議が行われたことを申し添えます。

審査の過程における討論として、

1 採択の立場で討論する。

園児募集の告知の保留は、幼児教育支援センター附属幼稚園を利用しようとする親子の選択や生活に直接影響する重大な運営上の変更である。それにもかかわらず、誰が、いつ、どのような根拠と手続で決定したのかを検証できる記録が残されていないことは、行政運営の透明性という点で看過できない。

公設施設の運営に関する重要な変更については、意思決定の手順を明確にし、その経過を記録として残す必要がある。

廃園条例案が議会に提出されている以上、告知後に4歳児が入園できなくなる可能性があることは否定できない。しかし、その可能性や今後の手続をあらかじめ丁寧に説明した上で、入園希望者を募集する告知をするという対応もできたはずである。

廃園条例案について、議会としての結論が出ていない段階で、執行部の判断により5歳児募集そのものを保留することは、市民の選択肢を奪うとともに、議会の審査に先立って廃園を事実上進めることにもなりかねない。

園児募集の告知についても、廃園条例案の審査状況と、議決の結果によっては入園できない可能性があることを明示した上で、速やかに再開すべきと考える。

2 不採択の立場で討論する。

第1項については、公設施設の運営変更や見直しは、既に法律や本市条例に基づき、教育委員会での議論など適正な手続に沿って行われている。

第2項については、現在、幼稚園を廃園するかどうかを決める条例案を、慎重を期して「継続審査」としており、園の未来が決まっていない

タイミングで、陳情のとおりに見切り発車で園児を募集することは大きな問題を引き起こす。

もし、最速で募集を行い入園手続きを進めても、その後に議会が廃園を決定した場合、そのこどもたちは卒園を待たずに転園という事態に直面し、子育て世帯を振り回し、行政と議会への信頼を完全に失墜させてしまう。

3 採択の立場で討論する。

5歳児の募集告知は、議案の可否に関わらず行う予定であったとの答弁であったが、それにも関わらず、議会の継続審査を理由に元々告知するはずだったものを見送るという判断は、全く筋道が通っていない。また、継続審査になった場合、募集は行わないという方針は、結果として後からの判断であって、その決定プロセスが確認できないなど、行政手続としては不健全である。

教育委員会として告知すると混乱を招くとの判断ということであるが、実際には保護者に説明がないまま募集が保留となったことで、入園を心待ちにされていた御家族や在園児の保護者の皆様にかえって大きな不安や戸惑いを与えた。

決定スケジュールの明確化と記録の作成、そして速やかな募集再開と丁寧な周知を求める本陳情は妥当なものである。

4 採択の立場で討論する。

議案第37号が継続審査になったことを理由として、令和9年度の園児募集の告知を保留にしている。しかし、議案第37号が継続審査中ということは、法的に、現在有効なのは現行条例である。議案が可決しない限りは、現行条例どおりに園児募集を実行していかなければならない。市長・教育長に、「保留する」などという自由な権限はない。複数の弁護士に確認済みである。

しかも、どのようなプロセスを経て募集保留という行政決定に至ったのかも不明である。教育委員会会議が開かれず、募集保留の正式決定文書、決裁文書、根拠規則、要綱、教育委員会資料も存在しない。なんでもありの姿勢に変貌してしまった流山市教育委員会に対する市民・保護者からの不信感を払しょくするために採択とする。

がありました。

採決の結果、4対2をもって、採択すべきものと決定しました。

次に、議案第37号「流山市幼児教育支援センター及び附属幼稚園の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」について報告します。

本案は、令和9年度末をもって流山市幼児教育支援センター附属幼稚園を廃止する内容です。

なお、本件は第2回定例会において本委員会に付託され、さらに調査、研究する必要があったことから、閉会中の継続審査となったものがあります。

閉会中は、審査のため、7月中に3回、8月中に3回の計6回の委員会を開催し、8月7日の委員会では、3人の参考人を招致して意見聴取を行いました。

審査の過程における討論として、

1 反対の立場で討論する。

園児数が減少している現在の幼児教育支援センター附属幼稚園をそのままの形で存続させることが望ましいとは考えていない。

また、幼児教育支援センターの機能を強化し、私立幼稚園や保育所等と連携しながら、市全体で幼児教育や支援の充実を図っていくという今後の方向性については、評価している。

一方で、これまでの審査や参考人からの意見を伺う中で、配慮や支援を必要とするこどもも、そうでないこどもも共に育つ環境を私立幼稚園等との連携の中でどこまで実現できるのか、また、就園に困難を抱えるこどもや保護者を確実に支えることができるのかについては、もう少し時間をかけて、その実効性を確認する必要があると考えた。

新しい体制が実際に機能し、すべてのこどもたちの幼児教育の機会が保障されることを確認した上で、公立幼稚園のあり方を判断しても遅くはないと考える。

一度廃止すれば容易に元に戻すことのできない公立幼稚園について、公立幼稚園がこれまで担ってきた役割が、新しい体制で引き継げるのかどうかを確認することが難しい現時点で廃園を決定することには賛成できない。

2 反対の立場で討論する。

幼児教育支援センターが進めてきた幼保小連携の取組は高く評価する。その上で、教育を重んじる公立私立双方の幼稚園や認定こども園の

魅力について、多様な学びの選択肢として市がもっと積極的に発信していくべきである。

また、莫大な改修費を理由にあきらめるのではなく、現在の園児規模であればパーティションによる教室の仕切りや既存スペース活用など、現場の工夫次第で初期費用を殆どかけずに、3年保育やこども園化の試験的な運営が十分にできると考える。

現段階において、公立幼稚園が要配慮児を含めた福祉教育のセーフティネットとして機能している以上、園児数を増やす十分な努力もないまま切り捨てることには慎重になるべきである。そうした可能性を検証するプロセスを怠ったまま、廃園を決めることには賛同できない。

3 4点要望し、賛成の立場で討論する。

幼児教育支援センター附属幼稚園では、現在の職員の方々がしっかりと幼児教育していただいていることに感謝申し上げる。しかし、園児数の減少が続き、令和8年度は在籍12人、うち4歳児4人という状況にある。幼児教育においては、同年代のこども同士が関わり、集団の中で遊び、学び、育ち合う環境が望まれる。

現在実施していることもあるが、私立幼稚園に入園する要配慮児への支援を更に充実して市全体として行うこと、行き場のないこどもを生じさせないこと、相談窓口の質の向上など幼児教育支援センターの機能強化を実現すること、各種周知についてしっかり行い、議会の厳しい意見、例えば市民への対応などしっかりと受け止めること、以上4点要望する。

こども達の育ちを第一に考えれば、現状をそのまま維持するのではなく、幼児教育支援センターを中核として、私立幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、療育機関等と連携し、市全体でこどもたちを支える体制へ転換していく必要がある。

4 反対の立場で討論する。

執行部では、流山市幼児教育推進に係る体制の強化に向けたプロジェクトチームを立ち上げ、各種施策の充実に取り組んできた。また、私立幼稚園で配慮が必要なこども達の受け入れ態勢も強化されており、関係者に深く敬意を表するものである。

ただ、本議案審査を通じ、新たな施策の効果検証や課題の抽出及び分析等に要する時間が必要であると捉えており、このような状況下で、幼児教育支援センター附属幼稚園を廃園することは時期尚早と考える。

5 反対の立場で討論する。

市内唯一の公立幼稚園である幼児教育支援センター附属幼稚園は、幼児教育の先導的な教育実践の場であると同時に、こどもの特性や、特別な支援を必要とするこどもも含めて全てのこども達を受け入れる公のセーフティネットとして重大な役割を担ってきた。

利益や効率性にとらわれず、全ての市民に等しく、質の高い幼児教育を保障する拠点そのものを廃止することは、市の責任放棄だと言わざるを得ない。これまでも、保護者や市民から、存続や廃園方針見直しを求める陳情が2度、議会に提出され、どちらも採択されている。

多くの関係者が廃園には納得していない状況において、これ以上、廃園を進めるべきではない。今、求められているのは、市内唯一の公立幼稚園の価値を再評価し、これからの幼児教育環境をどう充実させるかの議論を尽くすことである。

がありました。

採決の結果、2対4をもって、否決すべきものと決定しました。

次に、陳情第17号「流山市における小中学校給食費完全無償化に向けた千葉県および国への財政支援を求める意見書提出を求める陳情書」について報告します。

本件は、千葉県および国に対して「流山市における小中学校給食費完全無償化に向けた千葉県および国への財政支援を求める意見書」の提出を求めるものです。

初めに、当局より、

第1項については、小学校の給食費については、今年度から国による学校給食費の負担軽減が開始されておりますが、食材価格の高騰が続く中で、学校給食の質・量・提供回数を維持するため、年額4,950円の負担を保護者にお願いしております。また、中学校の給食費については、今年度の保護者負担額を昨年度と同額に据え置いたほか、千葉県の事業である第3子以降無償化について継続して実施しておりますが、今後も学校給食の質・量・提供回数を維持しながら、学校給食費の完全無

償化を実現するためには、国及び県によるさらなる財政支援が必要であると考えています。

第2項については、令和8年度の児童生徒数推計及び想定値では、本市の児童生徒数は引き続き増加傾向にあることから、国及び県による柔軟かつ重点的な財政支援が行われることは、大変重要であると考えます。

との意見がありました。

審査の過程における討論として、

1 採択の立場で討論する。

現在、千葉県内の多くの自治体で、小中学校の給食費無償化が進む一方、本市では県内で唯一、小学校の給食費において、年度末に年間4,950円の追加負担を保護者に求めている。また、中学校の完全無償化についても、市単独の限られた財源だけでは恒久的な実施が極めて困難である。

本来、義務教育期間中の給食費は、住む地域に関わらず、等しく無償であるべきであり、一自治体のやりくりだけに頼ることは限界がある。だからこそ、国や千葉県が全額を負担する制度を設計し、地方自治体へ安定的な財政支援を行うことが不可欠である。国・県へ強く財政支援を求めるべきであると訴える。

がありました。

採決の結果、全会一致をもって、採択すべきものと決定しました。

次に、陳情第12号「「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する陳情書」について報告します。

本件は、政府及び関係行政官庁に対して「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」の提出を求めるものです。

初めに、当局より、

義務教育費国庫負担制度は、公立小中学校等の教職員給与の一部を国が負担する制度で、平成17年度までは国が2分の1を負担していましたが、平成18年度からは、国が3分の1、県が3分の2を負担することとなりました。国は、日本国憲法・教育基本法の定めにより、国民に対して、義務教育費無償の原則を実質的に保障しなければなりません。そして、義務教育制度の根幹である「機会均等・教育水準の確保・無償制」は国が果たす役割です。都道府県は規模・財政状況とも大きく異な

るので、教職員の配置基準や給与水準に不均衡が生じ、教育の機会均等と教育水準の確保ができなくなることも考えられることから、義務教育費国庫負担制度を堅持し、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図ることは、流山市の教育のためにも大切なことです。

との意見がありました。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、採択すべきものと決定しました。

次に、陳情第13号「「国における2027年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する陳情書」について報告します。

本件は、政府及び関係行政官庁に対して「国における2027年度教育予算拡充に関する意見書」の提出を求めるものです。

初めに、当局より、

こどもたちの確かな成長を支え、夢と希望を抱きながら、自信をもって生きるこどもたちを育てることが教育の命題であり、この命題に向けて、こどもたちをより良く育てることが、学校教育の使命です。学校教育の充実のためには、物的にも人的にも環境を整えることが大切であり、国に対しては、このための予算措置の拡充を是非お願いしたいと考えており、本陳情にある項目は、どれも重要であると認識しています。

との意見がありました。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、採択すべきものと決定しました。

次に、陳情第11号「放課後児童クラブ（学童保育）における長期休業時の利用制度拡充および公的支援の推進に関する陳情書」について報告します。

本件は、1、長期休業期間（夏休み・春休み・冬休み）における公設学童保育の短期利用制度を創設すること、2、長期休業中の昼食（お弁当配送等）の公的サポートを導入すること、3、公設学童の定員拡大および民間利用世帯への経済的支援を検討することを求めるものです。

初めに、当局より、

児童数の増加及び学童保育需要の増加により、年々学童入所者数が増加しており、専用施設の定員を超過している状況が続いている中、年度当初から利用を希望する申請者全員を受け入れるために、12月の入所申請期間後、学校と協議を行い、空き教室や教室共用により施設を確保

するとともに、学童クラブ運営を行っている指定管理者にも尽力いただき、人員確保等学童クラブ運営体制を整備し、4月1日時点での待機児童をゼロとしているところです。

なお、当初入所申請期間終了後も、随時、入所申請は受け付けており、入所を希望する前月の10日までに申請いただき、施設に空きがあれば受け入れを行っています。また、退所届は各指定管理者によって提出期限は異なるものの、随時受け付けています。

第1項については、現状として、随時入所の申請は受け付けていることから、学校の長期休業に合わせて入所申請及び退所手続きは制度上可能ですが、施設に空きがない場合は待機となり、希望時期の入所が確約できない形となっています。長期休業期間中の学童利用のニーズが高いことは認識していますが、先に述べたとおり、年度当初の利用希望者に合わせて運営体制を整備しており、追加で申込枠を設けることは、施設や人員確保の観点から困難な状況となっています。

第2項については、「流山市学童クラブの指定管理者の業務等に関する仕様書」において、「注文弁当の提供体制を整え、長期休み等昼食が必要な際は実施すること」と定めており、各指定管理者において保護者の弁当作成負担の軽減を図っています。

第3項については、先に述べたように、年度当初からの学童利用申請者全員を受け入れるために、施設面では学校と協議を行い、人員面では指定管理者に尽力を願い、定員拡大により年度当初の待機児童ゼロを実現しているところであり、さらに夏季休業期間の定員枠の増設を行うことは、現状課題があります。民間利用世帯への経済的支援については、待機児童対策として事業者へ補助金を交付し、保護者から徴収する利用料を一定額に抑えている他市の事例を確認しています。国、都道府県及び市町村以外の者が放課後児童健全育成事業を行う場合は、児童福祉法第34条の8第2項に基づき市町村に届出を行うことが義務付けられています。民間学童については、塾的な要素があるものなど多種多様となっており、本市において放課後児童健全育成事業の届出を行っている事業者は3事業者となっています。他市で事業者への補助金を交付している事例では、この届出を行い、市で定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に適合している事業所であり、待機児童がいる、または発生の見込みがある小学校区であることが要件と

なっています。本市においては、年度当初の待機児童ゼロを実現していることから、民間学童への助成につきましては、現時点では考えていません。

との意見がありました。

また、本件については、項目別採決を希望するとの意見があり、項目別採決について諮ったところ、全会一致をもって項目別採決することに決定したことを申し添えます。

審査の過程における討論として、

1 1点要望し、第1項及び第2項は採択、第3項は不採択の立場で討論する。

本市では、共働き世帯の働き方が多様化する中、夏休み等の長期休業期間における小学生の居場所確保に大きな課題が生じている。

今年度4校で実施された夏休みこども教室は、即定員に達する等高いニーズが示された。このニーズに応えるべく、夏休みに止まらず、冬休み、春休みもこども教室の開催を求める。

次に、40日間に渡る毎日のお弁当作りは、保護者に重い負担である。柏市のようにオンライン注文決済できる配給システムの導入も視野に入れ、本市で既に着手している取組を全校的な公的サポートとして標準化させるべきである。

第3項は、民間学童クラブを利用する世帯の負担は大きいものの、4月時点での待機児童を出していない本市において、特定世帯への公費助成は公平性の観点からも慎重であるべきと考える。課題の解決は助成ではなく、こども教室などの公的インフラの拡充で図るべきと考える。

2 第1項及び第2項は採択、第3項は不採択の立場で討論する。

まず、第1項について、長期休業中だけこどもの居場所を必要とする家庭があり、その需要に応える必要があるという問題意識に賛同する。

学童クラブに長期休業期間だけの専用枠を設けることには、場所や支援員の確保などの課題がある。一方、本市が今年度実施した、就労要件を問わない夏休みこども教室は、短期間で定員に達した。その実施結果を検証し、実施校や定員、日数を拡大するとともに、春休みや冬休みにも実施する長期休業中のこども教室へ発展させる必要があると考える。

第2項について、本市では、長期休業中の昼食提供が既に行われている。本陳情は、弁当代の公費負担ではなく、事業者と連携した注文や配

送等の仕組みづくりを求めるものと捉えている。既存の取組をより利用しやすくし、保護者の負担軽減につなげることに賛同する。

第3項について、本市は、4月時点で待機児童を出さないよう、申込者数に応じて場所と支援員を確保している。4月以降に公設学童に入れなかったために民間学童を利用している世帯と、サービス内容を選んで民間学童を利用している世帯との違いは、十分に把握されていない。

まずは民間学童の利用実態を把握し、公設学童利用世帯との公平性や助成対象となる施設の基準を整理することが必要である。現時点で、公設学童の定員拡大と民間学童利用世帯への経済的支援を一体として求める第3項には反対する。

3 第1項及び第3項は不採択、第2項は採択の立場で討論する。

本陳情が求める、長期休業期間におけるこどもの居場所の確保や保護者の負担軽減については、必要性を強く感じている。

子育て支援は未就学児までで終わるものではなく、小学生以降も、こどもが安全に過ごせ、保護者が安心して働ける環境を整えることは重要である。一方で、陳情の具体的な手法については、市の学童クラブの運営状況を踏まえ、慎重に検討する必要があると考える。

まず、長期休業期間のみの公設学童の利用については、現在、学童クラブは通年利用の児童だけでも定員や人員体制に余裕がなく、短期利用の枠を単純に追加すれば現場の負担が増え、こどもの安全や保育の質に影響する可能性がある。既存の学童クラブだけに受け皿を求めるのではなく、夏休みこどもの居場所を増やしていくことも必要だと考える。

次に、長期休業中の昼食支援については、保護者の負担軽減という点から必要性を感じている。一方で、こどもの居場所事業の利用者数が少ない場合、少数の注文では配送を含めた事業としての費用対効果や継続性に課題があることも見えてきた。対象施設分を一括して発注・配送するなど継続可能な仕組みを検討すべきと考える。

次に、公設学童クラブの受け入れ能力拡充については、こども達を安全に見守るためには、単に定員を増やすだけではなく、それに見合った人員体制の確保が不可欠である。また、民間学童クラブへの助成について、公設を希望しても利用できず止むを得ず民間を利用している世帯があるのであれば検討すべき課題と考えるが、対象施設や助成額、公設学

童クラブ利用者との公平性、財源などを調整した上で制度設計する必要がある。

既存学童クラブの体制強化、夏休みのこどもの居場所の拡大、新たなこどもの居場所づくりなど複数の方法を組み合わせ、家庭が必要な時に利用できる選択肢を増やしていくことが重要だと考える。

4 全ての項目に採択の立場で討論する。

本市は「母になるなら、流山市。」と掲げてきた市であり、「長期休業時のみ利用したい」という潜在的ニーズにも向き合うべきと考える。ただし、学童クラブは「生活の場」である以上、一時的な託児所のように利便性だけで利用されるべきではない、という懸念もあり、利便性のみを追求するのではなく、家庭と学童クラブが共にこどもを育てるという意識は、保護者も不可欠だと考える。また、一年を通して学童クラブを利用することで、支援員の安定勤務と継続的雇用につながることで、技量を高めることにもつながる、という点も保護者には考えられたい。

夏休みの長期間、朝から晩まで家庭だけでこどもの安全と規則正しい生活を維持することは、現代の就労環境において限界がある。学童クラブが「生活の場」であるからこそ、生活リズムが崩れがちな長期休業中、公的支援を拡充して安全な居場所を提供することは、保護者の負担軽減だけでなく、こども達の安全のため、こどもの育ちを守るセーフティネットとして、大きな意義があると考えます。

がありました。

採決の結果、第1項については4対2をもって採択すべきものとし、第2項については全会一致をもって採択すべきものとし、第3項については1対5をもって不採択すべきものと決定しました。

次に、議案第63号「令和7年度流山市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」について報告します。

本案は、保険給付費等の増加により歳入歳出とも前年度を上回り、歳入総額155億8,516万1千円に対し、歳出総額152億4,516万5千円で、差引き3億3,999万6千円の実質収支額となり、地方自治法及び流山市介護保険介護給付費準備基金条例の規定に基づき2億6,014万1千円を同基金に積み立てた、令和7年度流山市介護保険特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるものです。

審査の過程における討論として、

1 1点要望し、賛成の立場で討論する。

令和7年度は、いわゆる「団塊の世代」が全て75歳以上の後期高齢者となり、介護ニーズが一段と高まった極めて重要な局面であった。このような状況下において、本会計決算は、財政の健全性を維持しつつ、各種施策が適正かつ効率的に執行されたものと評価する。

特に、本市が推進する「地域包括ケアシステム」の深化や、総合事業を通じた介護予防・日常生活支援の充実は、市民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための確かな基盤となった。限られた財源の中で、必要な給付を確実に届けつつ、機動的な予算執行が行われた点を強く支持する。

多職種連携での情報共有システムの推進に努めるなど、介護人材の確保にこれからも努力いただくことを強く要望する。

2 1点要望し、賛成の立場で討論する。

高齢者人口の増加に伴い介護給付費も増加しているが、必要な介護サービスを提供し、高齢者の生活を支えるための支出であることから、本決算については認定すべきものとする。

その上で、介護予防や早期支援の取組については、利用人数や実施件数だけでなく、本人の生活や状態がどのように変化したのかという視点からも成果を確認し、次年度の事業改善につなげていただきたい。

高齢者ができる限り元気に、自分らしく地域で暮らし続けられる流山市に向けて、今後のさらなる取組に期待する。

3 1点要望し、反対の立場で討論する。

本市が独自の単独事業として、介護職員処遇改善を導入しケアマネジャーまで対象拡大するなど、現場と市民を支えるための努力を重ねてこられた点、そして単年度で終わらせることなく続けられていることについて評価する。さらに、介護に携わる職員全体に対象拡大をして、人材不足と言われる介護分野の底上げを図るよう求める。

反対の理由は、自治体の努力を台無しにするような国の姿勢である。介護報酬の引き下げや、利用者負担の増大、保険外しの動きなど、国は介護崩壊を招きかねない改悪案しか打ち出せていない。要介護1と2の生活援助サービスなどの保険給付外しは、現場からの強い反発があったため見送った。しかし、ケアプランの有料化については、住宅型有料老人ホーム入居者を対象に、利用者負担導入を法改正で強行した。介護サ

ービス利用料２割負担の対象拡大は、２０２７年度実施に向けた検討が続けられているが、現行の１割負担の基準をどこまで下げて拡大するのか、という議論に加え、預貯金等を利用者負担割合の決定要件に一部追加することまで示すなど、高齢者の老後の蓄えまで狙い撃ちにする国の姿勢は到底容認できない。

介護保険はもともと、要支援・要介護と認定され、保険料・利用料を負担する全ての人に公的介護サービスを給付する仕組みであった。要介護認定で給付の必要を認められ、保険料・利用料を払っているのに施設に入れない、居宅サービスも受けられないという、まさに、制度の前提の大崩壊が進行している。国は、制度の立て直しと大幅な国庫負担の引き上げを今こそ実行するべきだと強く指摘する。

がありました。

採決の結果、５対１をもって、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

最後に、議案第６２号「令和８年度流山市介護保険特別会計補正予算（第２号）」について報告します。

本案は、令和７年度決算額の確定に伴い、歳入では追加交付が見込まれる国庫支出金及び県支出金や、繰越金を増額し、歳出では国庫支出金等の過年度分返還金の増額補正を行うもので、既定の歳入歳出予算総額に、それぞれ７，１９６万１千円を増額し、予算総額１６０億５，６９９万１千円とするものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、原案のとおり全会一致をもって、可決すべきものと決定しました。

以上